

## 追加上申書

平成25年（2013年）5月29日

福島地方検察庁

検事正 堀 徹 殿

告訴・告発人代理人

弁護士 河合 弘之

弁護士 保田 行雄

弁護士 海渡 雄一

### 第1 上申の趣旨

- 1 何の津波対策もとらなかった東電役員と規制行政担当者であった被告訴人らを不起訴とすることは許されない。
- 2 検察庁は、告訴人らが一貫して求めている強制捜査を実施し、捜査を続行することを求める。

### 第2 上申の理由

#### 1 不起訴報道

##### (1) はじめに

去る8月9日朝日新聞朝刊に、8月中に福島原発事故について、我々が行っていた告訴・告発について不起訴処分がなされる方向で検察庁が調整に入っているという報道がなされた。時期は分かれているが、同様の不起訴観測報道が続いている。記事において不起訴理由とされている点は概ね共通であり、検察庁内部において、このような考え方を持つ者がそのようなリークを組織的に行っているものと推測される。そこで、ここで不起訴理由とされるポイントを取り上げ、告訴人らの考えを述べ、検察官・検察庁の再考を強く求めたい。

##### (2) 報道における不起訴理由

朝日新聞報道によると不起訴のポイントは、「事故と災害関連死との因果関係はない」とは言い切れない。今回のM9規模の大地震と津波は、発生以前に専門

家の間で予測されていたと言えず、事前に想定できたのはM8.3までだった。巨大津波の発生や対策の必要性を明確に指摘していた専門家も少なかった。東電が2008年に津波高さ15.7メートルと試算していた点についても、専門家の中で賛否が分かれ、東電も『実際には起きないだろう』と受け止め、対策を検討したものの、具体化は見送った。東電の津波対策は十分ではなかったものの、刑事責任を問い、有罪を立証することは困難。」とするもののようである。

## 2 甲状腺ガンの因果関係の解明を求める

まず、福島県健康管理調査によると、甲状腺の細胞診の結果、悪性ないし悪性の疑いのある検査結果が、既に28例と報告されていた。

8月20日には、東京電力福島第1原発事故による放射線の影響を調べている福島県の「県民健康管理調査」検討委員会が福島市で開かれ、甲状腺検査の結果、悪性または悪性疑いと診断された子どもが44人になったと報告された。そのうち手術を終え、甲状腺がんと確定診断された子どもは18人に増えた。

これらのデータは、甲状腺ガンの一般的な発生率をはるかに超えており、疫学的な因果関係を疑うべきだ。災害関連死だけでなく、甲状腺ガンについての因果関係を明確にすることは捜査機関の最低限の責任である。

## 3 東京電力の役員である被告訴人は想定を超える津波が福島を襲う可能性があることを知りながら何もしなかった

(1) 2002年には、当時役員であった被告訴人らは福島第一原発に10mを超える津波が襲う危険を予見することが可能だった

### (a) 土木学会津波評価技術

また、検察官の立脚する予見可能性の議論には次の疑問がある。この原発の想定津波高はわずか6メートルであった。適切な対策を講ずるためには、マグニチュード9の地震を予見する必要はなく、想定されていた以上の地震や津波が発生する可能性があることを予見できれば十分であった。

平成14年(2002年)2月、公益社団法人土木学会原子力土木委員会津波評価部会が、「原子力発電所の津波評価技術(2002年)」を発表した。

評価地点に最も大きな影響を及ぼしたと考えられる既往津波のうち、概ね信頼性があると判断される痕跡高記録が残されている津波を評価対象として選定して、設計津波水位を算定していく手法を採用したものであり、この事実は、電力会社の役員であれば、みな知っており、知るべきものであった。

平成14年（2002年）3月には、東京電力は津波評価技術に基づき津波の高さを評価した。設計津波水位をO.P.+5.4m～5.7mに変更され、非常用海水系ポンプ20cmかさ上げ工事が行われ、6mになった（6号機）。これにより、津波が来襲しても、4m盤に設置された多くの施設は浸水し損傷するものの、6m盤に設置された非常用海水系ポンプは被害を免れ、冷却機能は保持され炉心損傷を防ぐことができるものと考えられた。この事実は、電力会社の役員であれば、みな知っており、知るべきものであった。

#### **（b）津波評価技術の限界**

「津波評価技術」は、既往最大以上の津波を想定することはできないという重大な限界のあるものであった。

「津波評価技術は、おおむね信頼性があると判断される痕跡高記録が残されている津波を評価対象にして想定津波水位を算定する。したがって、過去300年から400年間程度に起こった津波しか対象にすることができない。再来期間が500年から1000年と長い津波が起こっていたとしても、文献・資料として残っていない場合、検討に含めることができない可能性が高い。」（政府事故調中間490頁）ものであった。

#### **（c）推本地震調査委員会の長期評価**

平成14年（2002年）7月に、文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会によって、「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」が公表された。

この報告書「長期評価」において、三陸沖から房総沖の日本海溝沿いで過去に大地震がなかった場所でもマグニチュード8クラスの地震が起き得るとの見解を公表した。

「福島第一原発の津波評価では、明治三陸地震の津波波高も計算している。

よって、長期予測に従った評価をするには、断層モデルの位置を福島県沖の海溝付近へ移動して計算を行えば良い。」ものであった。原子力規制委員会委員の、島崎邦彦氏は、「このような計算を行えば2002年の時点で、福島第一原発に10mを超える津波が襲う危険が察知されたはずである。」(甲31 島崎130頁)。とされた。この事実は、電力会社の役員であれば、みな知っており、知るべきものであった。

しかしながら、中央防災会議は、この長期予測を受け入れなかった。また、東京電力も、この長期評価を無視し、この長期予測に基づく対策を取らなかった。島崎氏は、「2002年の長期予測に基づく津波防災を進めていけば、災害を軽減し、東京電力株式会社福島第一原子力発電所での全電源喪失を免れることができた」と筆者は考える」と痛烈な批判を加えている(甲31 島崎129頁)。

伊方原発訴訟の最高裁判決は、安全審査の目的について次のように判示する。(平成4年(1992年)10月29日民集46巻7号1174頁)「原子炉施設の安全性が確保されないときは、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあることにかんがみ、右災害が万が一にも起こらないようにするため」に行われるものであることを明らかにした。潜在的な危険性が大きく、万が一にも事故を引き起こしてはならない原子力発電所の安全性を検討するに当たっては、長期評価の結果は、当然考慮に入れなければならないレベルの危険性であった。この事実は、電力会社の役員であれば、みな知っており、知るべきものであった。

「長期予測に従った評価をするには、断層モデルの位置を福島県沖の海溝付近へ移動して計算を行えば良い。このような計算を行えば2002年の時点で、福島第一原発に10mを超える津波が襲う危険が察知されたはずである。」

したがって、東京電力および被告訴人らのうち、当時役員であった者らは、遅くとも2002年の時点で、福島第一原発での10mを超える高い津波の危険性を予見することは、十分に可能であった。

(2) 2006年には、当時役員であった被告訴人らは福島第一原発に13m

を超える津波が襲う危険を予見することが可能だった

(a) マイアミレポート

2006年には、東京電力の原子力・立地本部の安全担当らの研究チームが福島第一原発に押し寄せる津波の高さについて解析した。平成18年(2006年)7月に、米フロリダ州マイアミで開催された原子力工学の国際会議(第14回原子力工学国際会議(ICON-14))で東京電力の原子力・立地本部の安全担当らの研究チーム福島第一原発に押し寄せる津波の高さについて報告した。これが、「Sakai et al.(2006)」(甲32、「マイアミ報告書」)である。慶長三陸津波(慶長16年(1611年))や延宝房総津波(延宝5年(1677年))などの過去の大津波を調査し、予想される最大の地震をマグニチュード8.5と見積もった。そして、地震断層の位置や傾き、原発からの距離などを変えて計1075とおりの計算を行った。今後50年以内に設計の想定を超える津波が来る確率が約10%あり、10mを超える確率も約1%弱、13m以上の大津波も、0.1%かそれ以下の確率と算定した。0.1パーセントの確率は、伊方最高裁判決の求めている安全性のレベルからみれば、当然想定しなければならないものである。

「原子力土木委員会津波評価部会では翌2003年から津波の確率評価を始め、その内容を原子力土木委員会津波評価部会(2007)として発表した。地震調査委の津波地震のモデルを考慮して、福島県・茨城県沖に断層モデルJTT2(Mt8.3)を配置して、岩手県山田での確率論的津波高を評価している。」

「同様の手法で、東電と東電設計のSakai et al.(2006)は福島県のan example siteでの確率論的津波波高を求めた。これにも福島県・茨城県沖の津波断層モデルJTT2が含まれている。すなわち、遅くともこの時点で、福島第一原発での10mを超える高い津波の危険性を、東電関係者が知っていたと考えられる」(島崎130頁)

したがって、東京電力と東京電力の役員で振った被告訴人らは、遅くとも2006年の時点で13メートルを超える津波が襲う危険を予見することは、十分に可能であった。

### (b) 社内の伝達ミスとする被告訴人勝俣の言い逃れは信用できない

経済産業省原子力安全・保安院と東京電力が2006年、想定外の津波が原発を襲った場合のトラブルに関する勉強会で、東電福島第1原発が津波に襲われれば、電源喪失する恐れがあるとの認識を共有していた。(2012年5月16日共同通信配信記事)

この記事は次のように伝えている。「東電は08年、第1原発に高さ10メートルを超える津波が来る可能性がある」と試算していたが、昨年3月の東日本大震災の直前まで保安院に報告していなかった。

保安院によると、勉強会は04年のスマトラ沖地震で海外の原発に津波被害が出たことを受け、保安院の呼び掛けで電力数社が参加して設置。06年8月に「福島第1原発に14メートルの津波が襲った場合、タービン建屋に海水が入り、電源設備が機能喪失する可能性がある」との文書をまとめていた。保安院は、こうした情報が電力会社の社内で共有されているかは確認していなかったという。

この問題をめぐり、東電の勝俣恒久会長は14日、国会が設置した福島第1原発事故調査委員会で、保安院がまとめた文書が社内の伝達ミスで経営陣に伝わっていなかったと証言。「(文書が上層部に)届いていれば、対応が図れたかもしれない」と述べた。

枝野幸男経産相は15日の閣議後の記者会見で「上層部に伝わっている、伝わっていないは問題ではない。電力会社の代表が参加し、そこで共有された認識は、それぞれの事業者内部で共有されるのが前提だ」と批判した。(中略)(宮崎雄一郎)」

電力会社の代表が参加し、そこで共有された認識は、東京電力役員らに共有されることが当然であり、事実は認識していたにもかかわらず、刑事・民事責任をおそれてウソを述べているか、過失によって認識を欠いたものである。

### (3) 2008年には、当時東京電力の役員であった被告訴人らは福島第一原発に15mを超える津波が襲う危険を予見することが可能だった

平成20年(2008年)2月には、東京電力は、「1896年の明治三陸沖地震と同様の地震は、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域内のどこでも発

生する可能性がある」とした長期評価の取扱いについて、意見を求めた。「有識者」は、「福島県沖海溝沿いで大地震が発生することは否定できないので、波源として考慮すべきである」との意見を提出した（「政府事故調中間報告書」396頁）。

平成20年（2008年）5月下旬から、東京電力は、長期評価に基づき、津波評価技術で設定されている波源モデルを流用して、明治三陸地震（明治29年（1896年）発生）並みのマグニチュード8.3の地震が福島県沖で起きたとの想定で、襲来する津波の高さの試算を行った。この想定は伊方最高裁判決の求めている安全性のレベルからみれば、当然想定しなければならないものであった。その結果、

冷却水用の取水口付近 O.P.+8.4mから10.2m

浸水高は、福島第一原発の南側の1号機から4号機でO.P.+15.7m、北側の5号機から6号機でO.P.+13.7m

との計算結果が得られた。

延宝房総沖地震（延宝5年（1677年））が福島県沖で起きた場合の津波の高さも試算された。

その結果、福島第一原発の南側の1号機から4号機で

O.P.+13.6m

との計算結果が得られた。

この計算結果は、原子力発電所の安全性に関する極めて重要な情報であり、東京電力および2008年の時点で役員であった被告訴人★らは、遅くとも2008年の時点では、福島第一原発に15mを超える津波が襲う危険を予見し、または予見することが可能だった。

#### （４）結論

この地域でマグニチュード8.3程度の地震と高さ15メートル程度の津波が来ることは、地震と津波の専門家なら、だれもが頷く普通の想定であった。しかし、このような想定に基づく対策は何もとられていなかった。

#### ４ 事故回避のためには防潮堤の設置だけでなく様々な対策がありえた

電源喪失を防止するための対策としては、防潮堤の設置だけでなく、外部電源の耐震性強化、送受設備の切替設備の設置、非常用ディーゼル発電機とバッテリーの分散と高所設置等、構内電源設備の耐震性、耐津波性の強化など多様な措置がありえた。

福島原発同様プレート境界地震が予測された浜岡原発においては、老朽化した1, 2号機は耐震補強を断念し、2008年には廃炉の決定がなされていた。福島第1原発1-3号機についても、同様の措置は十分あり得たのである。東京電力自身が、原子力改革特別タスクフォースの報告において、結果を回避できた可能性を認めている。

にもかかわらず、東京電力は一切何の対策もとらなかった。このような態度が今回の深刻な事故の原因である。予測されたレベルの地震と津波対策を講じたにもかかわらず、地震が巨大だったために事故を防ぐことができなかったわけではない。伝えられる不起訴観測報道に伝える不起訴理由の根本的な誤りはここにある。

## 5 検察の正義を示せ

事故以前の東京電力社内のすべての証拠を収集し、東京電力内部でどのような検討がなされていたのかを解明するには、強制捜査による関係資料の押収が欠かせない。このことは、市民の調査では遂行不可能である。国民から捜査権を付託された検察庁の重大な責務だ。

検察庁は、テレビ会議録画や社内メールなどの任意提出を受けただけで、今日まで強制捜査を実施していない。多くの市民の生命と生活、生業を根こそぎ奪ったこの事故について、強制捜査もしないで捜査を終結するような事態は絶対にあってはならない。

そのようなこととなれば、福島原発事故によって命を奪われ恨みを呑んで死んでいった犠牲者と遺族、生活を奪われた福島県民は決して浮かばれない。このような公訴権の不行使は、国民の常識的な正義感にも反し、捜査機関に対する信頼を根底から覆すこととなりかねない。検察内部の良心が検察庁を揺り動かし、強制捜査の実施と起訴が実現して、正義が行われることを心から願ってやまない。